

## 調査の背景

- 近年、台風の大規模化や前線の活発な活動等により各地で大雨となり、令和6年には全国で**130を超える河川で氾濫が発生**しており、今後も気候変動による**水災害の激甚化・頻発化が予測**されているところ
  - 国は、令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、関係者（河川管理者、ダム管理者、関係利水者等）による連携の下、**ダム の事前放流**※を推進（令和6年においては、全国延べ184ダムで事前放流を実施）。
- ※ 大雨が予測される場合に、事前にダムの空き容量を確保（利水容量の一部を使用）するための放流
- ダム の事前放流は、**ダム の容量が治水と利水で目的ごとに設定されている**中で、**関係利水者の協力**を得た上で実施されているところであり、**洪水対策としてより充実に図る余地があるのではないかと考えられる。**

## 現 状

- 治水協定※に沿って、事前放流を有効に機能させている例がみられる一方で、ダム管理者においては、利水のための貯水の放流に当たって、貯水位の回復見込みを立てつつ実施することに苦慮している。

※ 河川管理者、ダム管理者及び関係利水者の間で事前放流の実施方針等について取り決めたもの

## 想定される課題

- 関係者（ダム管理者、河川管理者、関係利水者等）間で事前に調整しておくべき事前放流の実施条件や放流可能量等は定められているものの、詳細な運用方法等を設定することにより、より円滑に実施することが可能となるダムがあるのではないかと考えられる。

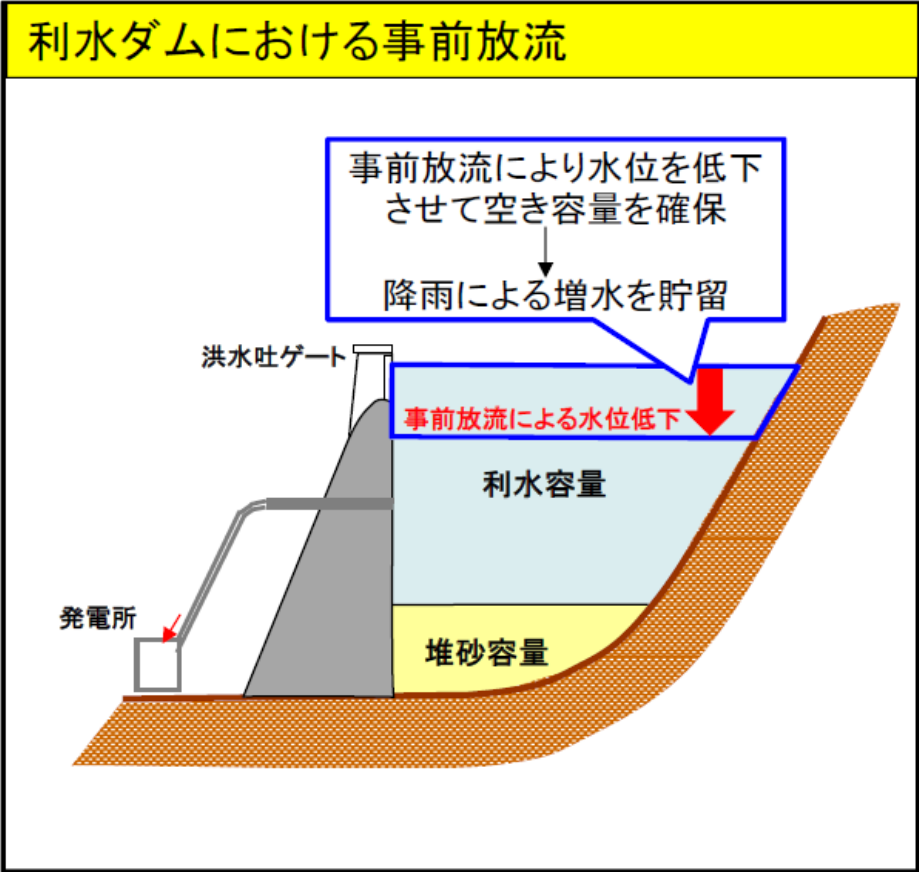
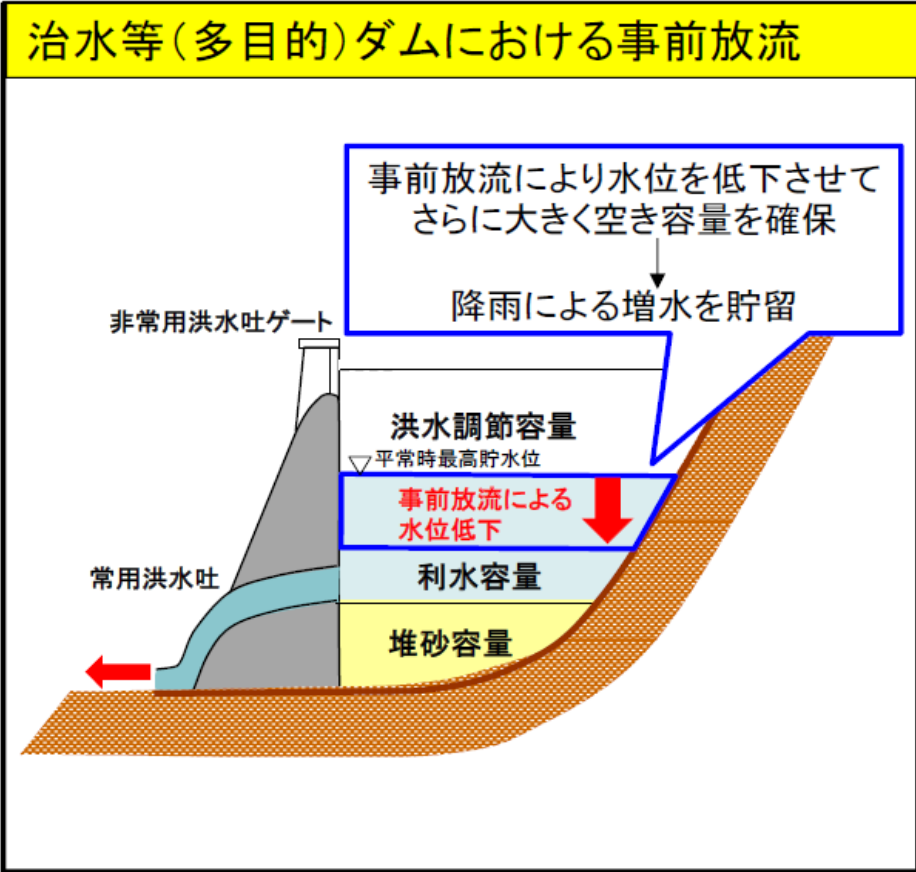
## 調査の方向性

事前放流に係る国、都道府県等の取組状況を調査し、関係利水者の協力の下、河川の洪水対策に資する方策を検討

- ・ 国、都道府県等における治水協定の運用状況
- ・ 事前放流の実施判断の現場における実態

別紙 1：事前放流の取組

- 水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量も活用して、河川の氾濫による被害を軽減する取組を関係省庁と連携して実施。
- 水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量には、通常、水が貯められていることから、台風の接近などにより大雨となることが見込まれる場合に、大雨の時により多くの水をダムに貯められるよう、河川の水量が増える前にダムから放流して、一時的にダムの貯水位を下げておく「事前放流」が必要。



ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減するとともに、内水被害や支川のバックウォーターの影響を軽減するものであり、有効な治水対策として位置付けられる。

現在稼働しているダムは1460箇所で約180億 $\text{m}^3$ の有効貯水容量を有するが、水力発電、農業用水等の多目的で整備されていることから、洪水調節のための貯水容量は約3割（約54億 $\text{m}^3$ ）にとどまっている。

先般の台風第19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、本基本方針を定める。

本基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、以下の施策について早急に検討を行い、国管理の一級水系（ダムが存する98水系。以下同じ。）について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととする

- （1）治水協定の締結
- （2）河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備
- （3）事前放流等に関するガイドラインの整備と操作规程等への反映
- （4）工程表の作成
- （5）予測精度向上等に向けた技術・システム開発

（注1） 下線は当省が付した。

（注2） （1）～（5）の記載事項は省略した。